

◎ 国民年金・厚生年金保険障害認定基準（第1 一般的事項）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 一般的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 傷病</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかつたであろうというように、前の疾病又は負傷との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 障害認定日</p> <p>「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、<u>請求する傷病の初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内にその傷病が治った場合においては、その治った日</u>（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。</p> <p>5 傷病が治った場合</p> <p>「<u>傷病が治った場合</u>」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいう。</p> <p>6 事後重症による年金</p> <p>「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなかつた場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに、政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態に該当し、かつ、65歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいう。</p> <p>7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金</p> <p>(1) 「基準傷病」とは、既に発している傷病による障害と、新たに発した傷病（既に発している傷病の初診日以後に初診日のある傷病に限る。）による障害を併合して、初めて、<u>障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態に至った場合における新たに発した当該傷病</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第1 一般的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 傷病</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「起因する疾病」とは、前の疾病又は負傷がなかったならば後の疾病が起こらなかつたであろうというように、前の疾病との間に相当因果関係があると認められる場合をいい、負傷は含まれないものである。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 障害認定日</p> <p>「障害認定日」とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、初診日から起算して1年6月を経過した日又は1年6月以内に治った場合には治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）をいう。</p> <p>5 傷病が治った状態</p> <p>「<u>傷病が治った状態</u>」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態で、<u>かつ、残存する症状が自然経過により到達すると認められる最終の状態（症状が固定）に達したとき</u>をいう。</p> <p>6 事後重症による年金</p> <p>「事後重症による年金」とは、傷病により障害の状態にあるものが、障害認定日において政令で定める程度の障害の状態に該当しなかつた場合で、当該傷病による障害により65歳に達する日の前日までに、政令で定める障害の程度の障害に該当し、かつ、65歳に達する日の前日までに裁定請求のあった場合に支給する年金をいう。</p> <p>7 基準傷病、基準障害、はじめて2級による年金</p> <p>(1) 「基準傷病」とは、既に発している傷病による障害の程度と、新たに発した傷病（既に発している傷病の初診日以後に初診日のある傷病に限る。）による障害の<u>程度</u>を併合して、初めて、<u>障害の程度が2級以上に該当する状態に至った場合における新たに発した当該傷病</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>